

アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件(案) 新旧対照条文

○ 平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号(アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>一 植物及び地域</p> <p>さくらんぼの生果実であつて、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(一) アメリカ合衆国のうち、アメリカ合衆国植物防疫機関が濃密な病虫害防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。</p> <p>(二) アメリカ合衆国のうち、アメリカ合衆国植物防疫機関がコードリングについて二のトラップ調査(トラップを用いた有害動物の有無に関する調査をいう。以下同じ。)及び生果実調査(生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。)が行われる区域として指定した生産地(以下「指定生産地」という。)で生産されたものであること。</p> <p>二 指定生産地における調査</p> <p>(一) 一の(二)の場合にあつては、次の方法によりトラップ調査が行われていること。</p> <p>ア 調査はアメリカ合衆国植物防疫機関が行うこと。</p>	<p>一 植物及び地域</p> <p>さくらんぼの生果実であつて、アメリカ合衆国のうち、アメリカ合衆国植物防疫機関が濃密な病虫害防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。</p>

イ 指定生産地において七ヘクター当たり一個（小数点以下は切り上げとし、最低設置数を二個とする。）のトラップを設置し、一週間ごとの誘殺虫数を確認すること。

(二) 一の(二)の場合にあっては、次の方法により生果実調査が行われていること。

ア 調査はアメリカ合衆国植物防疫機関が行うこと。

イ 指定生産地又はこん包施設で調査を行うこと。

ウ 収穫前の成熟した果実又は収穫した果実を対象に行うこと。

三 (略)

四 生産地における検査及び証明

(一) (略)

(二) (一)の植物檢疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア (略)

イ 五の消毒が行われたものであること又は二の(一)のトラップ調査の結果トラップ一個当たりのコドリリングの誘殺虫数が平均で一週間当たり次に掲げる頭数を超えていない指定生産地で生産されたものであること及び二の(二)の生果実調査の結果コドリリングの寄生がない指定生産地で生産されたものであること。

(ア) カリフォルニア州においては十頭

(イ) オレゴン州及びワシントン州においては三十頭

五 生産地における消毒

(一) (三) (略)

二 (略)

三 生産地における検査及び証明

(一) (略)

(二) (一)の植物檢疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア (略)

イ 四の消毒が行われたものであること。

四 生産地における消毒

(一) (三) (略)

(四) 一の(二)の場合にあっては、二の調査の結果(四の(二)のイに定める要件に該当するものに限る。)の確認をもって消毒に代えることができる。

六| 植物防疫官による確認

四の(一)の検査及び五の消毒又は二の調査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

七| こん包施設

こん包施設は、アメリカ合衆国植物防疫機関が検疫有害動植物について汚染防止措置が講じられているものとして指定した施設であること。

八| 封印

各こん包又は束ねたこん包には、アメリカ合衆国植物防疫機関による封印がなされていること。

九| 表示

四の(一)の検査及び五の消毒又は二の調査の結果(四の(二)のイに定める要件に該当するものに限る。)の確認が行われた生果実のこん包又は束ねたこん包に、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

五| 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

六| こん包及びこん包場所

(一) 消毒された生果実は、コドリングアの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

(二) (一)のこん包は、コドリングアの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

(三) 各こん包又は束ねたこん包には、アメリカ合衆国植物防疫機関による封印がなされていること。

七| 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

